

「要員認証機関に対する認定の基準」
についての指針

JAB PN300-2007

制定日：2007年 3月19日

財団法人日本適合性認定協会

「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針

この指針は、JAB PN100「要員認証機関に対する認定の基準」の適用に当たっての指針を示すものであり、IAFガイダンス及び本協会の指針（JAB指針）からなる。なお、年版の表示のない引用文書については、最新版を適用する。

1. IAFガイダンス

本文書では、国際認定機関フォーラム（IAF）文書GD24:2004『JIS Q 17024「適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」の適用に関するIAFガイダンス』Issue 1（以下、IAFガイダンスという）を変更することなく採用する。

採用にあたり、本協会は、IAF加盟認定機関としての権利により、このIAFガイダンスを翻訳しこの指針の一部としてここに引用し添付する。

備考1. IAFガイダンス中の「ISO/IEC規格」は、翻訳版では次のとおり表記している。

IAFガイダンス（原文）	翻訳版
ISO/IEC 17024	JIS Q 17024

2. IAFガイダンス中の「認定機関」という用語は、一般的には「本協会」又は「本協会を含むIAF加盟認定機関」に置換えることができるが、この指針PN300では、IAFガイダンスをJAB認定基準PN100適用の指針としており、「認定機関」が「本協会」を指すものと見なして差し支えない。
3. IAFガイダンスのまえがき及び序文に含まれるIAF相互承認協定（MLA）についての記述は、その一般的な意義を述べたものである。すなわち、要員認証の分野におけるMLAは、まだ調印されておらず、IAFにおける今後の検討課題である。
4. IAFガイダンス中の「要員」という訳語は、混同を防止するため、JIS Q 17024に合わせて認証の対象となる人に対して一貫して使用しており、要員認証機関の業務に従事する人（職員等）には使用していない。
5. IAFガイダンス中の「訓練」は、JIS Q 17024に合わせた訳語であり、「研修」と置き換えて読んでも差し支えない。

2. JAB指針

JAB PN100

項目番号

JAB指針

- | | |
|---|---|
| 3 | (1) JIS Q 17024では、「認証スキーム」及び「認証システム」が定義されているが、「認証制度」という用語は使われていない。一般的に、認証制度は認証スキームの意味で使われていることが多い。また、認証スキームは欧州で一般的な用語であるが、米国では認証プログラムが一般的である。 |
|---|---|

JAB PN100

JAB指針

項目番号

-
- | | |
|----------|---|
| 4.2 | (1) JIS Q 17024の4.2の「組織構造」及び「組織運営機構」という用語における「構造」と「機構」はISO/IEC 17024原文のstructureに対応しており同義である。 |
| 6.4及び6.5 | (1) 認証スキームによっては、「更新」がJIS Q 17024の再認証又はサーベイランスのいずれかを意味することがある。同JISで使用されている以外の名称の使用を妨げるものではないが、混同を防止するため、認証スキームの中で使用される用語が、同JISと関連付けて明確にされることが望ましい。 |

International Accreditation Forum, Inc. 国際
認定機関フォーラム (IAF)



IAF Guidance Document

IAF ガイダンス文書

JIS Q 17024:2004

「適合性評価一要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」
の適用に関するIAFガイダンス

Issue 1

(IAF GD24:2004)

注：この文書は、IAF Guidance on the Application of ISO/IEC 17024:2003 の内容
を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文のみが正式な IAF 文
書としての位置付けを持つ。原文は、IAF ウェブサイト (P.25 参照) から入手
できる。

2007 年 3 月 19 日

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

認定は、認定された機関がその認定範囲内で当該事業を行う力量をもっていることを、事業者やその顧客に対して確信させることにより、その事業者や顧客に対するリスクを軽減する。国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーである認定機関は、最高の水準で業務を実施することが要求され、また、当該機関が認定している機関に対して、適切な国際規格及びその規格の適用に関する IAF ガイダンスに適合するよう要求することが求められる。

IAF 相互承認協定 (MLA) のメンバーである認定機関により授与された認定は、認定プログラムの同等性について確信を与えるための定期的なサーベイランスに基づき、企業及び要員が、認定された適合性評価の証明書を世界の一か所で保有していれば、その証明書が世界中で認められるようにするものである。

それ故、IAF MLA のメンバーにより認定された機関が発行する、マネジメントシステム、製品、サービス、要員、及びその他類似した適合性評価プログラムの分野における証明書は、国際貿易において信頼を与えられている。

目次

1	適用範囲	9
	1 項に対する IAF 指針 (G.1.1)	9
2	引用規格	9
3	定義	9
	3 項に対する IAF 指針 (G.3.1)	9
4	認証機関に対する要求事項	9
4.1	認証機関	9
	4.1 項に対する IAF 指針 (G.4.1.1~G.4.1.2)	9
4.2	組織構造	10
	4.2 項に対する IAF 指針 (G.4.2.1~G.4.2.31)	10
	組織に関する取り決め	10
	機構	11
	公平性/独立性	13
	訓練	14
	異議申立て及び苦情	15
4.3	認証スキームの開発及び維持	16
	4.3 項に対する IAF 指針 (G.4.3.1~G.4.3.6)	16
4.4	マネジメントシステム	16
	4.4 項に対する IAF 指針	16
4.5	下請負契約	17
	4.5 項に対する IAF 指針 (G.4.5.1~G.4.5.3)	17
4.6	記録	18
	4.6 項に対する IAF 指針 (G.4.6.1~G.4.6.2)	18
4.7	守秘義務	18
	4.7 項に対する IAF 指針 (G.4.7.1~G.4.7.2)	18
4.8	セキュリティ	18
	4.8 項に対する IAF 指針 (G.4.8.1~G.4.8.3)	18
5	認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項	19
5.1	一般	19
	5.1 項に対する IAF 指針 (G.5.1.1~G.5.1.3)	19
5.2	試験員に対する要求事項	20
	5.2 項に対する IAF 指針 (G.5.2.1~G.5.2.3)	20
6	認証プロセス	20

6.1	申請.....	20
	6.1 項に対する IAF 指針 (G.6.1.1).....	20
6.2	評価.....	21
	6.2 項に対する IAF 指針 (G.6.2.1~G.6.2.2).....	21
6.3	認証に関する決定.....	21
	6.3 項に対する IAF 指針 (G.6.3.1~G.6.3.7).....	21
6.4	サーベイランス.....	22
	6.4 項に対する IAF 指針 (G.6.4.1~G.6.4.4).....	22
6.5	再認証.....	23
	6.5 項に対する IAF 指針 (G.6.5.1~G.6.5.3).....	23
6.6	証明書及びロゴマークの使用.....	24
	6.6 項に対する IAF 指針 (G.6.6.1~G.6.6.5).....	24

Issue No 1

Prepared by: IAF Technical Committee

Approved by: IAF Members

Date: 17 December 2003

Issue Date: 1 February 2004

Application Date: 1 April 2005

Name for Enquiries: John Owen, IAF Corporate Secretary

Contact: Phone: +612 9481 7343; FAX: +612 9481 7343

Email: <secretary@accreditationforum.com>

IAFガイダンスへの序文

JIS Q 17024 : 2004は、要員の認証を実施する機関に対する基準を定めた国際規格である。要員の認証を実施する機関がJIS Q 17024に適合しているとして世界的に整合性のある方法で認定されるためには、この規格に対するガイダンスが必要である。本ガイダンスは、認定を希望する認証機関に対して指針を提供するものであり、また、認定機関が認証機関を審査する際に基づくべき規格の適用について整合性をはかれるようにするものである。これは、認定の相互承認に向けた重要なステップである。

本ガイダンスは、JIS Q 17024の本文を含んでいない。利用者は、その文書を該当する規格発行組織から購入しなければならない。本ガイダンスでは、便宜上、JIS Q 17024の見出しを**太字**で表示している。これに指針を与えている場合、それに“G”と規格の項目番号の最初の2桁の数字（1項と3項を除く）、次の第3桁に各項目内での連番を付けて、指針であることを示している。4.2項には、読む人の一層の便宜を考えて5つの副見出しを付けた。適合性を決定するための要求事項は、JIS Q 17024に記載されており、本IAFガイダンスは、更なる要求事項を設けるものではない。

本ガイダンスは、認定機関間の相互承認協定の基礎となるであろうし、またJIS Q 17024の適用に一貫性をもたせるために必要と考えられる。IAF多角的相互承認協定（MLA）のメンバー及びその協定のメンバーになろうとする申請機関は、JIS Q 17024の実施状況について相互に審査することになる。また、本ガイダンスは、認定機関の全般業務規程の一部として全面的に採用されることが期待されている。

本ガイダンス全体を通して、“shall”（...なければならない）という用語は、JIS Q 17024の要求事項を反映した強制規定であることを示すために使用されている。“should”（...望ましい）という用語は、強制ではないが、要求事項を満たすために認められた手段としてIAFによって提供されている指針であることを示すために使用されている。認証機関は、自らのシステムがいかなる事項に関しても、IAFガイダンスに従わない場合には、当該機関の方法が、JIS Q 17024の関連条項に何らかの同等な方法で適合していることを認定機関に対して実証できる場合のみ、認定の資格がある。

認証機関は、その認定に影響を及ぼし得るどんな事項についても、認定機関からの指針を求めてよい。認定機関は、更なる指針又は決定をもって、これに応えることが望ましい。

JIS Q 17024:2004の適用に関するIAFガイダンス

1 適用範囲

1項に対する IAF 指針 (G.1.1)

G.1.1 認証機関の認定範囲は、例えば、溶接技能者、審査員、安全専門家などの認証の種類、また該当する場合には、スキーム内でのレベル及び要員の種類で表わされ、さらに適用される力量の規格又は規準文書によって表わされる。また、制限が付帯されることもある。例えば、認証機関の特定の所在地に制約されるとか、特定のサービスが提供されるあるセクターに制約されるなどである。

2 引用規格

2項に対する IAF 指針

指針なし。

3 定義

3項に対する IAF 指針 (G.3.1)

G.3.1 本ガイダンス中の IAF 指針には、次の定義が適用される。

認定を受けた証明書： 認定の条件に従って認証機関により発行された、認定マーク又は記述の付いた証明書。

4 認証機関に対する要求事項

4.1 認証機関

4.1項に対する IAF 指針 (G.4.1.1~G.4.1.2)

G.4.1.1 認証機関の方針及び/又は手順の適用に対する例外がある場合は、それを正当化し文書化することが望ましい。

G.4.1.2 認証機関は、適用される規制及び法令への適合についての評価を実施済みであること、また、関係する規制及び法令要求事項に適合していないことがその評価で分かった場合に、それに対して処置済みであることを認定機関に対して実証できることが望ましい。

4.2 組織構造

4.2 項に対する IAF 指針 (G.4.2.1~G.4.2.31)

組織に関する取り決め

- G.4.2.1 認定は、JIS Q 17024の4.2.1d)項で引用されている法人格をもつ機関にのみ授与され、明示された範囲、活動及び所在地に限定される。もし、認証活動を親組織の一部である法人が実施している場合は、親組織内のそれ以外の部分との繋がりを明確に定義し、G.4.2.6からG.4.2.8までの指針に規定されている利害抵触が存在しないことを実証することが望ましい。認証機関は、親組織内の他の部分が実施している活動に関する関連情報を認定機関に提供し、またその情報を最新に維持しなければならない。
- G.4.2.2 JIS Q 17024の4.2.1 d)項で要求されているように、認証機関が法人であることを実証するという事は、申請する認証機関自体は法人ではないが親組織が法人であって認証機関がその一部であるという場合、認定はその法人全体に対して授与される、ということの意味する。このような場合、その認証機関に関連して、審査で特定の追跡を行う及び/又は記録をレビューするために、当該法人全体の機構が認定機関の審査対象となることがあるかもしれない。当該法人の部分であって、実際の認証機関を形成しているその部分は、独自の名称のもとで事業を実施してよいが、その名称は、法人の名称と共に認定登録証に記載されることが望ましい。
- G.4.2.3 JIS Q 17024の4.2.1 d)項については、その目的に照らすと、政府の一部が認証機関である場合、又は政府内の部門が認証機関である場合、その政府としての地位に基づき法人と見なされる。このような機関の地位及び機構は、正式に文書化されなければならない、また当該機関は、JIS Q 17024のすべての要求事項に適合しなければならない。
- G.4.2.4 JIS Q 17024の4.2.2項は、認証機関の商業上又はその他の思惑が、認証プロセスの守秘性、客観性、又は公平性に影響を及ぼすことを、認証機関自身が許さないようにすることが望ましいということを規定している。認証機関を設立するための財源が、持ち株及び/又は取締役会において支配的な特定の利害関係者によって提供されている場合には、この項へ適合するかどうかは特に関連をもつ。

- G 4.2.5 JIS Q 17024の4.2.4 a)項で引用されている財務資源に関する要求事項では、認証機関が、その契約上の義務に従って、認定を受けたサービスを継続して提供できるということについて、妥当な見通しをもっていることを実証することを要求している。認証機関は、認定機関に対して、例えば経営報告書若しくは議事録、年次報告書、財務監査報告書、又は財政計画のような存続可能であることを実証するに十分な証拠を提供する責任がある。認定機関は、認証機関の財務内容を直接審査しようとしなことが望ましい。
- G.4.2.6 関連機関とは、認証機関と所有者が全部又は一部共通であることにより関係のある機関、また、取締役会に共通の役員をもつ機関、契約上の取り決めを結んでいる機関、共通の名称、共通の職員をもつ機関、非公式な了解事項をもつ機関、又は認証の決定における既得権をもつ若しくはそのプロセスに影響を与える潜在的能力をもつような他の手段をもっている機関である。
- G.4.2.7 関連機関が提供するサービス又は業務について特定の制約はないが、認証機関は、認証の授与との関連で分かっている利害抵触の可能性を明確にするために、関連機関との関係を分析し文書化することが望ましい。認証機関は、適切な管理下に置かれない場合に守秘性、客観性又は公平性に影響を与えるかもしれないそれら関連機関及びその活動を明確にすることが望ましい。
- G.4.2.8 認証機関は、実際にある利害抵触を排除するとともに、公平性へのリスクを特定しそれを最小限にするために、どのようにして認証活動及びその他の活動を運営管理しているかを実証しなければならない。この実証の範囲は、認証機関の内部から生じるものであれ関連機関の活動から生じるものであれ、利害抵触のすべての潜在的発生源を対象としていなければならない。認定機関は、認証機関がこれらのプロセスを審査の対象として開示することを期待するであろう。これには、実際的かつ正当な理由のある範囲で、問題とする活動に関する認証機関及びその関連機関両方の記録のレビューのために、追跡の審査を実施することがある。このような追跡の審査をどこまで行うかを検討するに当たっては、認証機関の公平な認証活動の実績を考慮することが望ましい。公平性の維持ができていない証拠が見つかった場合は、潜在的利害抵触の管理が再構築されていることの確証を得るために、追跡の審査を関連機関にまで展開する必要があるかもしれない。

機構

- G.4.2.9 JIS Q 17024の4.2.2項は、認証機関が文書化した機構に、認証機関が活動を実施する多方面のセクターのすべての主要な関係者の参画についての規定が、一般社会の利益に対する配慮を含めて、織り込まれていることを要求している。これは、通常ある種の委員会を通して実現されることが望ましい。

この機構は、認証機関の法的地位を確立させている文書によって、又は当該機構に公平性の保護を損なう変更がなされることを防止するその他手段によって、認証機関の組織の最高レベルにおいて、正式に構築しなければならない。この機構に対していかなる変更を行おうとする場合も、JIS Q 17024の4.2.2項で引用されている委員会又は同等の機構の助言を考慮することが望ましい。

- G.4.2.10 JIS Q 17024の4.2.2項の適用においては、システムに重要な関わりをもつすべての関係者が参画できるかどうかの判断が要求される。重要なことは、すべての特定可能な主要利害関係者に参画の機会が与えられることが望ましいということであり、また単一の利害関係者だけが支配的となることなく、利害関係者のバランスが達成されることである。実際的な理由から、メンバー数を制限する必要があるかもしれない。
- G.4.2.11 JIS Q 17024の4.2.2項で引用されている委員会又は同等の機構からの依頼があると、JIS Q 17024の4.2.1 c)項で記述されている各種機能に責任がある管理主体は、その委員会又は同等の機構に対して、すべての必要な情報を提供することが望ましい。この情報には、認証に関して、認証機関が適正かつ公平な認証を保証できるようにするためのすべての重要な決定、処置、及び特定の活動を担当する者の選任の理由を含む。これらの事項についての当該委員会又は同等の機構からの助言を管理主体が尊重しない場合、委員会又は同等の機構は、適切な方策を取らなければならない。これには、認定機関に通報することも含まれる。
- G.4.2.12 認証に関する決定の対象となっている要員により利益を受けることになっている代表者が参加している委員会が、JIS Q 17024の4.2.1.c) 3)項に従って認証を発行、一時停止又は取り消す決定を行う場合、当該認証機関の運営手順は、それらの代表者が利害抵触を申し出て、当該認証の決定に参画しないことを保証することが望ましい。
- G.4.2.13 JIS Q 17024の4.2.1 b)項は、認証機関が認証の決定に責任をもつことを要求している。したがって、異議申立て手順（4.2.6項）は、認証機関の管理下にあることが望ましいが、異議申立て取扱いパネル又は委員会は、国際法又は国内法で要求されている場合を除き、その勧告を行うに際して独立性がなければならない。
- G.4.2.14 JIS Q 17024の4.2.2項で引用されている委員会又は同等の機構は、一つ又は複数のスキーム（適切な場合）に対してスキーム委員会として活動するために必要な技術的力量をもつならば、スキーム委員会を兼務してもよい。
- G.4.2.15 ある国又は地域において複数の認証機関が使用している国内の又は国際的な認証スキームについては、それら複数の認証機関のスキームを扱う共通のスキーム委員会を設置し得る。認証機関は、その国又は地域において、関係する共通スキーム委員会の活動に積極的に関与していることを実証するための手順及び資源をもつことが望ましい。

公平性/独立性

- G.4.2.16 認証機関の公平性及び独立性は、次の事項を含むすべてのレベルにおいて確立することが望ましい。
- ・ 組織構造；
 - ・ 方針及び手順；
 - ・ 評価；
 - ・ 認証に関する決定及び異議申立て。
- G.4.2.17 認証機関は、その公平性を損なうような活動に携わってはならない。
- G.4.2.18 認証機関は、自機関が雇用する者を認証しないことが望ましい。ただし、国内に適切な認定を受けて認証を実施する第三者機関が他に存在しないか又は実際上利用できない場合、この限りではない。このようなケースが発生し得る場合、認証機関は、そのような状況下において独立性及び公平性を維持するために採用した手順を、認定機関に対して実証しなければならない。これら手順は、次の事項を含み得る。
- ・ すべての候補者に対して同じ評価標準及び守秘性を維持すること；
 - ・ 独立した試験員の使用；
 - ・ 認証プロセスの独立した監視。
- G.4.2.19 JIS Q 17024の4.2.5項及び5.1.2項の要求事項は、認証に携わる者が、過去2年間に以内に該当する候補者の評価に関連する訓練活動に関与していた場合は、認証プロセスの一部としての評価を実施することが許されないことが望ましいということの意味している。
- G.4.2.20 認証機関は、試験員に対して、候補者の試験の公平性に関して利害抵触を示唆する情報があればすべて申告するよう要求しなければならない。認証機関は、公平性が損なわれないことを保証するために、そのような状況を把握・評価のうえ責任及び任務を割り当てる責任がある。
- G.4.2.21 JIS Q 17024の4.2.7項に記述されている責任あるマネジメント、職員及び又は従事者は、その認証機関に専属従事している必要はないが、彼らが他でも雇用されている場合、その公平性を損なうようなものであってはならない。

- G.4.2.22 “従事者”という用語には、認証機関のために契約ベースで仕事をしている個人、又は他の外部資源を含むことができる。認証機関は、そのすべての資源の実施内容及び結果を運営管理しそれに責任をもつ立場にいななければならない、また、従業員であれ、契約雇用者であれ又は外部機関から提供された者であれ、特定の分野において使用する職員全員の適切性を管理する包括的な記録を維持しなければならない。
- G.4.2.23 認証機関は、関連機関、下請負契約先又は外部試験員のいずれであっても、約束に違反して活動を行うことがないことを保証する責任を負うことが望ましい。また、そのような違反が明確になった場合は、適切な是正処置を実施する責任を負うことが望ましい。

訓練

- G.4.2.24 認証機関は、評価に係るすべての下請負契約先又は外部の試験員に対して、JIS Q 17024の4.2.4 c)項に該当するいかなる活動であれその営業及び提供が、G.4.2.25及びG.4.2.26の指針により要求されている活動と同等であるという確信を与えるよう要求することが望ましい。
- G.4.2.25 教育訓練に関する情報は、それが認証の事前要件として使用される場合、又は受験準備用の小冊子の一部として使用される場合は、認証機関が提供する資料の形で提供してよい。認証スキームに関係して分かっているすべての教育・訓練の事前要件は、リストしたうえで一般に入手可能とすることが望ましい。しかしながら、特定の教育訓練サービスを利用すると、認証がより簡単、容易又は廉価になるであろうと示唆するようなことを、認証機関は一切述べたり表記したりしないことが望ましい。
- G.4.2.26 認証機関が、認証及び教育訓練のサービスを提供する場合は、認証プロセスの公平性が保たれるように、また保たれているということが分かるように、それら両方のサービスを利用すれば申請者に何か利点があるかもしれないという印象を与えることが一切ないことを、認証機関は保証しなければならない。
- G.4.2.27 認証機関がその所見を説明すること、及び/又は規準文書の要求事項を明確にすることは許されるが、評価の一部として具体的助言又は訓練を提供してはならない。この規定は、申請者又は候補者及び他の利害関係者との通常の通信や連絡を排除しようとするものではない。

異議申立て及び苦情

G.4.2.28 JIS Q 17024の4.2.6項で引用されている方針及び手順は、すべての異議申立て及び苦情が、建設的かつ時宜を得た方法で取扱われることを保証することが望ましい。このような手順を運用した結果、受け入れ可能な解決で終る結果とならない場合、又は提案した手順が苦情申立者又はその他の関係者にとって受け入れられない場合に備えて、認証機関の手順は、異議申立て手続きについて規定していなければならない。異議申立て手順には、次の事項についての規定が含まれていることが望ましい。

- 異議申立者がその申立内容を公式に表明する機会；
- 異議申立て手続きの公平性を保証するための、独立性という要素又は他の手段の規定；
- 異議申立者に対する、到達した決定の理由を含めて、異議申立てに係る所見の書面での提供；
- 異議申立て手続きに係る期限の明確な定義。

認証機関は、すべての利害関係者が、異議申立て手続き及び従うべき手順が存在することについて、適切な場合及び適切なきに、認識をもてるようにすることを保証しなければならない。

G.4.2.29 管理者の立場で行動する者を含めて、認証に携わる者は、ある申請者又は候補者の認証プロセスに関与していた場合、過去2年以内に当該申請者又は候補者に対する訓練又は教育活動に関与していた場合、又は問題になっている異議申立て又は苦情に繋がったいかなる活動でも以前に関与していた場合は、その異議申立て又は苦情に関する決定を行うことを許されないようにすることが望ましい。(G.4.2.6参照)

G.4.2.30 異議申立て及び苦情は、潜在的な不適合に関する情報の源である。苦情を受領したときに、認証機関は、不適合が発見されればその原因を特定し、また適切な場合には、それに関する処置を講じなければならない。

G.4.2.31 認証機関は、修正及び/又は是正処置を実施するために、そのような調査を活用することが望ましい。修正及び/又は是正処置には、以下のための方策を含むことが望ましい。

- 不適合の結果を最小限にすること；
- 実際上可能な範囲で迅速に、認証要求事項への適合を復元すること；
- 不適合の再発を防止すること；
- 採用した修正又は是正処置対策の有効性を評価すること。

4.3 認証スキームの開発及び維持

4.3 項に対する IAF 指針 (G.4.3.1~G.4.3.6)

- G.4.3.1 承認された訓練課程を修了したということは、認証機関が、認証スキーム要求事項の一部として訓練課程を承認している場合は、認証機関が、訓練機関に対して、その訓練課程を合格修了した者が、認証スキームに規定されている知識及び技量に関係する訓練目的を達成していることを保証することを要求することが望ましいということの意味する。
- G.4.3.2 事前要件、認証の要件及び他の要求事項は、それらが公平であることを保証するために、文書化し、認証スキームに関連するデータ及び/又は専門家意見に基づいていることを示さなければならない。
- G.4.3.3 認証された要員の力量を判断するためには、体系的なプロセスをスキーム委員会が利用することが望ましい。合格基準が、専門家によって受け入れられている標準及び実施要領、並びに法的要求事項と整合しているということを示す証拠を提供することが望ましい。有効かつ信頼できる試験の開発に関する国内又は国際規格が、力量の審査に利用できる場合は、それらの採用を検討することが望ましい。
- G.4.3.4 妥当性確認は、専門家意見の聴取、認証機関が決定した母集団に対する調査、及び/又は、スキームの内容を支持する、一般に受け入れられている規準文書のような仕組みを通して、客観的な証拠を収集するプロセスである。
- G.4.3.5 スキームの定期的見直し及び改定、変更内容の実施、及び利害関係者に通知するための方針及び手順が必要である。
- G.4.3.6 公平性、有効性及び信頼性を保証するために、試験を定期的に評価した記録を保管することが望ましい。

4.4 マネジメントシステム

4.4 項に対する IAF 指針

指針なし。

4.5 下請負契約

4.5 項に対する IAF 指針 (G.4.5.1~G.4.5.3)

G.4.5.1 認証機関は、下請負契約した業務（他の機関が実施した、例えば業務管理、試験の作成又は試験の実施）をベースにして、証明書を発行してよい。ただし、下請負契約先となる機関との取り決めが、その機関に対して、JIS Q 17024のすべての該当する要求事項に適合するよう要求していることが条件となる。

合意文書では、最小限次の事項が規定されていることが望ましい。

- ・ 下請負契約するサービス及びその結果の詳細な記述；
- ・ サービスの提供、並びに公平性、守秘性及び完全性の維持のために要求される管理方策；
- ・ その下請負契約先が実施すべき内部での監視についての要求事項；
- ・ 認証機関又は他の適切な機関が実施する審査のプロセス；
- ・ 合意文書に規定されている責任を果たすために、認証機関により権限を与えられた従事者の氏名（例えば、試験員）；
- ・ 合意文書を承認した代表者の氏名及び署名。

下請負契約先がすべての関連要求事項を満足していることを保証するために実施された審査及び監視活動に関する記録が、利用できるようになっていることが望ましい。

G.4.5.2 下請負契約先の合同審査が、2つ以上の認証機関により実施される場合は、それぞれの認証機関が、審査の全体が成功裡に実施されたということを確認しなければならない。

G.4.5.3 試験が、訓練機関に下請負契約される場合は、認証プロセスの一環としての試験と訓練の分離に関して特別の注意を払うことが望ましい。(JIS Q 17024の4.2.5項)。

4.6 記録

4.6 項に対する IAF 指針 (G.4.6.1~G.4.6.2)

G.4.6.1 認証された要員の地位を確認する手段として、認証機関は、次の最小限の情報を維持し、認証された要員の地位に関する問い合わせに、制限又は差別することなく、対応することが望ましい。

- 認証の発効日及び失効日；
- 認証された要員の氏名及び認証番号；
- その要員が認証を受けている規準文書を含む認証の範囲。

G.4.6.2 記録は、次のように扱われることが望ましい。

- 検索を保証する方法により維持されていること；
- 損傷及び劣化を防止する方法により保管されていること；
- 固有の識別が付されていること。

4.7 守秘義務

4.7 項に対する IAF 指針 (G.4.7.1~G.4/7.2)

G.4.7.1 守秘義務に関する要求事項は、認証機関内部で情報にアクセスできるかもしれない何人をも対象とする。下請負契約先の者も、このような情報のすべてを機密として維持することを要求される。特に、同僚の従業員及び他の雇用主に対する守秘が要求される。

G.4.7.2 情報の維持及び開示に関する方針・手順及び/又は規制要求事項を維持しなければならない。

4.8 セキュリティ

4.8 項に対する IAF 指針 (G.4.8.1~G.4.8.3)

G.4.8.1 認証機関は、認証システム全体を通して、セキュリティを保証するために必要な方策を決定することが望ましい。これには、試験用資料・物品の輸送及び取扱いに関する取り決めを含む。

G.4.8.2 セキュリティの方策には、次を含むことがある。

- ・ 試験問題バンクの安全保管；
- ・ 電子データの保護。

G.4.8.3 認証機関は、訓練機関に試験を下請負契約する場合は、公平性及び/又はセキュリティを損なうリスクが内在するため、特別な注意を払うことが望ましい。特別な注意には、例えば、試験用の資料・物品と訓練用資料・物品の分離についての手順を含むことがある。

5 認証機関が雇用又は契約する者に対する要求事項

5.1 一般

5.1 項に対する IAF 指針 (G.5.1.1~G.5.1.3)

G.5.1.1 認証機関は、次の事項に力量がある者をもたなければならない。

- ・ 申請書の内容確認；
- ・ 試験員を承認し、試験員を選定すること；
- ・ 試験を作成し、実施管理し、監視し、採点し評価すること；
- ・ 下請負契約先（例えば、試験センター）を審査すること；
- ・ 不適合、異議申立て及び苦情の取扱いをすること；
- ・ 認証に関する決定を行うこと；
- ・ マネジメントシステムを実施及び維持すること。

G.5.1.2 認証機関のマネジメントは、従事者が、業務を実施している認証の範囲において実施することを要求されている任務に対して力量があるかどうかを判断する資源及び手順をもっていなければならない。従事者の力量は、検証が行われた経歴、特定の訓練又は概要説明により確定できる。認証機関は、すべての従事者と効果的に意思疎通ができることが望ましい。

- G.5.1.3 認証機関は、その従事者が、与えられた職務と責任を実施するための情報をもつことを保証するプログラムをもつことが望ましい。従事者の訓練ニーズ及びその訓練ニーズがどのように満たされたかを特定し文書化するシステムが確立されることが望ましい。

5.2 試験員に対する要求事項

5.2 項に対する IAF 指針 (G.5.2.1~5.2.3)

- G.5.2.1 試験員に要求される書き言葉及び話し言葉の流暢さの程度は、一様ではない。認証機関は、目的に叶った評価の結果が達成されるために必要な言語能力を、前もって決定するプロセスをもっていることが望ましい。
- G.5.2.2 認証機関は、試験員の行動及び遂行結果を評価し監視することが望ましい。この評価及び監視は、認証プロセスで関連する部分すべてにおいて、試験員の業務に立会することを含むことが望ましい。
- G.5.2.3 試験の実施を監視及び支援する従事者（試験監督者、監視者）は、試験員には該当せず、認証機関が規定する基準を満たさなければならない。

6 認証プロセス

6.1 申請

6.1 項に対する IAF 指針 (G.6.1.1)

- G.6.1.1 認証プロセスを詳しく記載した文書には、以下の事項を含むことができる
- ・ 認証された要員に対する力量の要求事項；
 - ・ 該当する場合は、事前要件；
 - ・ 申請要求事項；
 - ・ 試験の種類及び性格並びに評価プロセス；
 - ・ 認証の授与、維持、更新、拡大、縮小のための条件；
 - ・ 認証の一時停止又は取り消しのための条件。

6.2 評価

6.2 項に対する IAF 指針 (G.6.2.1~6.2.2)

- G.6.2.1 合理的な範囲での受験者への補助(例えば、読むのを補助する、試験時間の延長、試験問題の印刷文字を大きくする)を決定する方針及び手順は、文書化しすべての利害関係者が利用できるようにし、政府の要求事項があればそれを満たさなければならない。認証機関は、申請者の身体的障害が、認証された要員に関する当該スキームのもとで認証が禁じられている場合を除き、特別のニーズがある要員の試験を提供できることを保証することが望ましい。
- G.6.2.2 候補者の実施内容及び結果に関する報告書は、G.4.2.27を考慮したうえで、将来の試験に向けて準備している候補者に指針を提供するに十分詳細な記述がなされていることが望ましい。

6.3 認証に関する決定

6.3 項に対する IAF 指針 (G.6.3.1~6.3.7)

- G.6.3.1 認証プロセスの過程で収集した情報は、次の観点で十分であることが望ましい。
- ・ 認証機関が、詳細な情報を得たうえで、認証に関する決定をくだすため；
 - ・ 例えば、異議申立て又は苦情の際に、追跡可能性を利用できるようにするため；
 - ・ 認証要求事項に継続して適合していることを保証するため。
- G.6.3.2 決定の基礎になっている情報で、評価プロセス以外の情報源から得られたすべての情報は、評価プロセスに関する情報と併せて候補者に知らせることが望ましい。候補者は、それにコメントを出す機会を与えられることが望ましい。
- G.6.3.3 認証機関内において、認証の授与/取り消しについて決定する人は、認証プロセスから得た情報を評価するに十分な、一定水準の知識と経験をもっていなければならない。
- G.6.3.4 認証は、認証に関するすべての要求事項が満たされ、認証機関によって検証されるまで授与されてはならない。評価の過程でなされた完了及び/又は修正及びその解決は、認証機関によって文書化されることが望ましい。

- G.6.3.5 認証機関が、別の機関が以前行った仕事を考慮に入れる場合は、認証機関が設定した要求事項及びJIS Q 17024の要求事項に適合していることを実証するために、すべての関係報告書及び記録を入手していなければならない。
- G.6.3.6 証明書が、IAFの適合性評価に関する要求事項を満たしていると認知されるためには、それが認定の範囲及び条件に従って認証機関が発行した証明書であって、明確に認定機関名及び発行元である認証機関名を記載した証明書でなければならない。
- G.6.3.7 認証機関が、認証の範囲をカバーする複数の認定をもっている場合は、その認定を受けた証明書は、少なくとも一つの認定機関を記載しなければならない。

6.4 サーベイランス

6.4 項に対する IAF 指針 (G.6.4.1~6.4.4)

- G.6.4.1 サーベイランスは、認証の期間内において、認証された要員の実施内容及び結果を、定期的に監視し、認証スキームに継続して適合していることを保証するものである。
- G.6.4.2 認証スキームに従って、認証機関によるサーベイランスは、次の事項を含むことができるがこれらに限定されるものではない。
- 現地での評価；
 - 規制当局からの情報；
 - (試験が含まれている) 職務知識開発；
 - 利害関係者からの苦情及び情報；
 - 整った構成の面談；
 - 認証された要員に関して取られた法的措置；
 - 継続的に良好な業務及び業務経験記録の確認；
 - 試験；
 - 身体能力の点検。

G.6.4.3 認証機関は、サーベイランスにより力量が確認できなかったときに、証明書を取り消す状況及び条件を規定した手順書をもつことが望ましい。

G.6.4.4 サーベイランスの方法及び頻度は、スキーム委員会が決定することが望ましく、また、サーベイランスの目的に対して適切なものでなければならない(G.6.4.1参照)。

6.5 再認証

6.5 項に対する IAF 指針 (G.6.5.1~6.5.3)

G.6.5.1 再認証は、最新の認証要求事項への適合を確認するプロセスである。認証機関のスキーム委員会は、再認証の期間に関する論理的根拠を確立することが望ましい。この論理的根拠は、次の事項を検討した結果に基づくことができる。

- 当該スキームが提供される産業界の成熟度及び付随するリスク；
- 変化している一連の知識；
- 調査データ；
- 利害関係者の要求事項；
- 専門家の意見；
- 規制要求事項。

G.6.5.2 認証スキームに従って、認証機関による再認証は、次の事項を含むことができるがこれらに限定されるものではない。

- 現地での評価；
- (試験が含まれている) 職務知識開発；
- 整った構成の面談；
- 継続的に良好な業務及び業務経験記録の確認；
- 試験；

- ・ 身体能力の点検。

G.6.5.3 再認証に関する方法及び頻度は、適用される規準を考慮に入れたうえで、スキーム委員会が決定することが望ましく、また、再認証の目的に対して適切なものでなければならない(G.6.5.1参照)。力量の初回の試験に、実技の要素が含まれている場合は、再認証プロセスにおいても、認証機関が運営管理する実技の試験を含むことが望ましい。

6.6 証明書及びロゴ・マークの使用

6.6 項に対する IAF 指針 (G.6.6.1~6.6.5)

- G.6.6.1 認証機関は、異なる適合性評価システムを表記するのに、同じマークを使用することを避けることが望ましい。また、一つ以上のマークがある場合は、その複数のマークの意味に混乱が生じないようにすることが望ましい。これは、異なる適合性評価システムを表すために異なるマークを使用するが、そこに同じ企業ロゴを使用するという方法を除外するものではない。
- G.6.6.2 認証機関は、そのマークを使用するための手順書、及び認証に関する虚偽の主張及びそのマークの虚偽の使用を含む誤使用の場合に従うべき文書化された手順をもつことが望ましい。
- G.6.6.3 認証機関が、認定を受けた地位を、適切な認定が授与される前に発行された証明書において不正に主張している場合は、当該認定機関は、認証機関が証明書を取り消すよう後で要求しなければならない。
- G.6.6.4 認証機関は、認証された要員が、そのマークを雇用主又は他の関係者が混同する可能性がある方法で使用しないことを保証する手順をもっていることが望ましい。
- G.6.6.5 認証機関が、例えば、そのマークの所有者である別の機関により割当てられたマークを使用する場合、その機関との契約が、本条項6.6のすべての規定の意図に適合することを保証しなければならない。

JIS Q 17024:2004 「適合性評価 — 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」の適用に関するIAFガイダンスの終わり

追加情報

本文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は IAF 事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。—<<http://www.iaf.nu>>

事務局 –

John Owen,
IAF Corporate Secretary,
Telephone +612 9481 7343
Facsimile +612 9481 7343
email <secretary@accreditationforum.com>

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1

五反田ANビル3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。